

行政事例No.(2)-104

事例項目		児童手当の支給誤りについて
事例発生日等		令和5（2023）年5月
担当課		こども部　こども政策課
事例概要	発生までの経過	①令和5（2023）年5月に児童手当の支給区分等を認定するに当たり、扶養人数に応じた所得制限限度額をシステムに入力した。 ②令和7（2025）年3月18日（火）、システムの標準化作業に伴い、過去のデータを確認する中で令和5（2023）年度の所得制限限度額が誤った額で入力され、限度額が超過していると判断された児童手当（特例給付）の受給者20人に本来支給すべき児童手当額より過少な額で支給していたことが判明した。 過少支給の対象者：20人 支給不足額：160万円
	当時の対応	対象者に連絡し、児童手当が過小支給となっていることを謝罪するとともに、不足分については、令和7（2025）年4月15日（火）に児童手当受取口座に振り込むことを伝えた。
発生原因		所得制限限度額をシステムに入力する際の職員の確認不足及び担当間でのダブルチェックができていなかったことによるもの。
再発防止対策		システム入力の際にはダブルチェックによる再度の内容確認を徹底する等の対策を講じることで、再発防止に努める。
その他		
添付資料		報道提供資料